

審査基準

令和5年9月1日作成

法令名：大規模地震対策特別措置法施行規則
根拠条項：第6条の4第1項
処分の概要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：徳島県知事、徳島県公安委員会
法令の定め： 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の4第2項
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先：徳島県公安委員会 (徳島県警察本部交通部交通規制課及び警察署交通課)
問合せ先：徳島県警察本部交通部交通規制課規制係 (088-622-3101 内線5172～5174) 警察署交通課
備考：